業務番号	1800078

業 務 請 負 契 約 条 項

1	業　　務　　名	太田川流域下水道東部浄化センター Ⅰ系汚泥熱交換器棟No.2・4汚泥循環ポンプ修繕業務
2	業　務　場　所	広島市南区向洋沖町１番１号
3	業　務　期　間	契約締結日の翌日 から　　令和9年3月31日 まで
4	建設工事の種類	機械器具設置工事
5	入札(見積)日時	令和8年10月23日（金）　9時30分 から
6	入札(見積)場所	太田川流域下水道東部浄化センター　２階会議室 （広島市南区向洋沖町１番１号）
7	業　務　内　容	別冊仕様書のとおり
8	その他の事項	別冊閲覧資料のとおり

上記の業務について、本条項と別冊仕様書に基づいて業務請負契約を締結し、契約の証として契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和8年10月2日

契約担当職員　公益財団法人広島県下水道公社理事長

業務番号	1800078

契 約 条 項 説 明 書

業　務　名	太田川流域下水道東部浄化センター Ⅰ系汚泥熱交換器棟No.２・4汚泥循環ポンプ修繕業務
業 務 場 所	広島市南区向洋沖町１番１号
業 務 期 間	契約締結日の翌日 から　　令和9年3月31日 まで
入 札 日 時	令和8年10月23日（金）　9時30分 から
入 札 場 所	太田川流域下水道東部浄化センター　２階会議室 （広島市南区向洋沖町１番１号）

１　業務の執行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則及び広島県建設工事執行規則を準用して執行する。

２　契約に関する事項

(1) 入札（見積）保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 検　査

業務完了の通知（手直しの場合を含む。）を受けた日から14日以内に検査を行う。

(3) 支払条件

ア　前金払及び部分払は行わない。完了払とする。

イ　請負代金は、検査合格後、適法な請求を受けた日から40日以内に支払う。

３　入札に関する事項

(1) 最低制限価格

なし。

(2) 入札書の記載事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 消費税等を除いた価格を入札書に記載すること。

(3) 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出

契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、入札決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届出は不要。

(4) 再度入札

入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち最低の金額を読み上げて再度入札を行うこととするが、読み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。

(5) 再度入札の回数

再度入札の回数は、５回までとする。（初回を含めると６回まで。）

(6) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札開始時に、その代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

(7) 入札辞退

ア　入札への参加を辞退するときは、入札開始前までに「辞退届」を提出すること。

イ　再度入札を辞退するときは、その場で申し出ること。

(8) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引くこととする。

(9) 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札は無効とする。

ア　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ　入札者が二以上の入札をしたとき。

オ　他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。

カ　入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

キ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク　再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ　指名競争入札の場合、入札が一であるとき。

(10)　この入札(見積)に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。（ただし、一般競争入札については、公告文に記載のとおり。）

ア　提出方法等

入札(見積)に参加する者は、入札(見積)の前に提出すること。

イ　誓約書を入札(見積)時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出すること。

発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としないものとする。当該入札(見積)者に対し指名除外措置を行うことがある。

(11) この入札(見積)に参加する者は、別記「機密情報の取扱いに関する事項（委託・修繕業務）」に記載のとおり、別記様式「機密データの保存等に関する申出書」を必要に応じて提出すること。

４　業務内容

別冊仕様書のとおり。

別記様式第２号

業務番号	1800078

入 札 参 加 希 望 書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

令和8年10月2日　付けで入札公告のあった　太田川流域下水道東部浄化センターⅠ系汚泥熱交換器棟No.２・4汚泥循環ポンプ修繕業務　に係る一般競争入札に参加したいので、次の書類を添えて申請します。

１　技術者の資格・修繕業務等経験調書（別記様式第３号）

２　業態調書（別記様式第４号）

３　修繕業務等施工実績証明書（別記様式第５号）

４　誓約書（別記様式第８号）

５　機密データの保存等に関する申出書(別記様式)(機密情報が含まれた電磁的記録を取り扱う場合)

なお、次の項目を誓約します。

・ 地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること
・ 入札参加資格要件を満たしていること
・ 上記添付書類の内容が事実と相違ないこと
・ 公告日から入札参加希望書提出日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止（本件修繕業務に参加し、又は本件修繕業務の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
・ 開札日までに、営業停止を受けた場合は，直ちに貴職に報告すること

注１　上記１～４以外の添付書類がある場合は、４以下に記載すること。
注２　上記１～４の書類について、添付しない場合は当該書類名を抹消すること。

別記様式第１号

業務番号	1800078

設計図書に対する質問・回答書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

修繕業務名　　：　　太田川流域下水道東部浄化センター

質問事項	
回答	

注 質問に対する回答は,令和8年10月2日　から 令和8年10月22日　まで 公益財団法人広島県下水道公社管理棟２階事務室（総務課）において閲覧に供する。

業務番号	1800078

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

委任者　住　所

氏　名

（名　称
代表者）　　㊞

私は、次の者を代理人と定め、貴公社が発注する業務の入札又は見積において、次のとおり権限を委任します。

１　業務名
太田川流域下水道東部浄化センター
Ｉ系汚泥熱交換器棟No.２・4汚泥循環ポンプ修繕業務

２　業務場所
広島市南区向洋沖町１番１号

３　委任する権限
上記業務の入札又は見積に関する一切の権限
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　代理人使用印

業務番号	1800078

入　　札　　書

¥

１　業　務　名
　　太田川流域下水道東部浄化センター
　　Ｉ系汚泥熱交換器棟No.２・4汚泥循環ポンプ修繕業務

２　業 務 場 所
　　広島市南区向洋沖町１番１号

上記業務の請負代金として、業務請負契約条項を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

（名　称
代表者）

（代理人の場合）
代理人氏名

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

別記様式第８号

業務番号	1800078

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

住所又は所在地

商号・名称

代表者名　　㊞

（担当者名　　）

１の業務に係る競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条若しくは第８条第１号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、２に記載の誓約事項について、異議はありません。

１　業務名

太田川流域下水道東部浄化センター

Ⅰ系汚泥熱交換器棟No.２・4汚泥循環ポンプ修繕業務

２　誓約事項

○この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。

○法令に違反した場合等に、当該業務に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。

○契約が解除された場合に、当該業務に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

業務番号	1800078

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県下水道公社理事長　様

住所又は所在地

商号・名称

代表者名　　㊞

（担当者名　　）

次の業務の入札（見積）に指名を受けましたが、辞退いたします。

1　業務名
太田川流域下水道東部浄化センター
Ⅰ系汚泥熱交換器棟No.2・4汚泥循環ポンプ修繕業務

2　入札予定年月日
令和　　年　　月　　日　　：　　～

3　辞退する理由

（1）手持ち工事等が多く、業務を受注することが困難である。
（向こう　　ケ月程度）
（2）技術者の確保が困難である。
（3）作業員の確保が困難である。
（4）会社（個人企業の場合は個人）の都合による。
（5）その他（　　）